

令和4年10月31日

事業者の皆様へ

工事請負契約における単品スライド条項の適用について

本市発注工事では、平成20年8月以来、「単品スライド条項」の適用にあたり、神奈川県単品スライド条項運用マニュアルを準用しています。

令和4年10月1日に県の運用マニュアルが改正されました。最近の資材価格の急激な高騰等を踏まえた内容となっておりますので改めてご確認ください。

1 改正内容

旧	・工事材料の価格増加分は、工事材料の「実際の購入価格」と「購入した月の物価資料の単価」を比較し、安い方の単価を用いて請負金額を変更
新	・購入価格が適当な金額であることを証明する書類を提出した場合は、「実際の購入価格」の方が「購入した月の物価資料の単価」より高い場合であっても、「実際の購入価格」を用いて請負代金額を変更することを可能とする。 ・鋼橋上部工等において、「実際の購入価格」を示せない場合は、購入時期を証明できれば「購入した月の物価資料の単価」を用いて請負代金額を変更することを可能とする。

2 神奈川県単品スライド条項運用マニュアルの基本的事項（変更なし）

(1) 対象品目

鋼材類、燃料油、その他の主要な工事材料

(2) スライド額

品目ごとに変動額が請負代金額の1%を超える額

(3) 請求時期

工期末の2ヶ月前まで

【問い合わせ先】 秦野市総務部契約検査課

電話 0463-82-5126